様式第１号

総合効率化計画認定申請書

令和○○年○○月○○日

○○運輸局長　殿

（代表申請者）

所　在　地　東京都江東区有明○丁目○番○号

名　　　称　凸凹運輸株式会社

代表者氏名　代表取締役社長　凸凹 太郎

（共同申請者）

所　在　地　埼玉県所沢市山口○丁目○番○号

名　　　称　○×倉庫株式会社

代表者氏名　代表取締役社長　○× 次郎

（共同申請者）

所　在　地　東京都中央区八重洲○丁目○番○号

名　　　称　○〇製菓株式会社

代表者氏名　代表取締役社長　〇〇　三郎

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第４条第１項の規定により、下記の総合効率化計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．流通業務総合効率化事業を実施する者の概要

（１）流通業務を実施する者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
| 凸凹運輸㈱（法人番号：0000000000000） | 東京都江東区有明○丁目○番○号 | 凸凹太郎 | 5,000万円 | 150人 |
| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
| 江東営業所 | 〒000-0000東京都江東区有明○丁目○番○号 | 電話00-0000-0000FAX 00-0000-0000 |
| 群馬営業所 | 〒000-0000群馬県館林市大新田町○丁目○番○号 | 電話000-000-0000FAX 000-000-0000 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
| ○×倉庫㈱（法人番号：0000000000000） | 埼玉県所沢市山口○丁目○番○号 | ○×次郎 | 5億円 | 300人 |
| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
| 久喜倉庫 | 〒000-0000埼玉県久喜市河原井町○番○号 | 電話000-000-0000FAX 000-000-0000 |

（２）特定流通業務施設を整備する者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
| ○×倉庫㈱（法人番号：0000000000000） | 埼玉県所沢市山口○丁目○番○号 | ○×次郎 | 5億円 | 300人 |
| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
| 久喜倉庫 | 〒000-0000埼玉県久喜市河原井町○番○号 | 電話000-000-0000FAX 000-000-0000 |

（３）その他

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
| ○〇製菓㈱（法人番号：0000000000000） | 東京都中央区八重洲○丁目○番○号 | ○○三郎 | 10億円 | 1,000人 |
| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
| 埼玉工場 | 埼玉県羽生市大沼○丁目○番○号 | 電話000-000-0000FAX 000-000-0000 |

２．流通業務総合効率化事業の目標

現在、○○製菓㈱の菓子原材料、菓子製品、包装材料は、主に凸凹運輸㈱が保管・輸送しているが、一部を○×倉庫㈱久喜倉庫へ保管するなど、物流拠点が点在しており、非効率な輸送体制となっている。

凸凹運輸㈱は、○○製菓㈱から、環境負荷の軽減に向けた取組について、輸送網の集約等によるCO2排出量の削減及び物流品質の向上を求められていた。

今般、○×倉庫㈱が、○○製菓㈱埼玉工場（埼玉県羽生市）の至近距離かつ東北自動車道羽生インターチェンジから3kmの位置に倉庫を新設し、物流拠点及び輸送網を集約する。また、○○製菓㈱、凸凹運輸㈱及び○×倉庫㈱が連携し、入庫からのパレット一貫輸送体制を確立し、輸送の効率化を図ることで、より良い物流システムを構築する。以上の取組により、倉庫に入出庫するトラック台数を1日あたり10台削減、トラック走行量を約61％削減し省力化を図るとともに、CO2排出量を約31％削減することを目標とする。

また、○×倉庫㈱が、トラック予約受付システムを導入し、○〇製菓㈱が、入出荷オーダーの時間の配慮等による同システムの円滑な運用に協力することにより、凸凹運輸㈱のトラックドライバーの待機（手待ち）時間を年間延べ2,174時間削減し、平均手待ち時間を24分とすることを目標とする。

３．流通業務総合効率化事業の内容

（１）取扱品目

　　菓子原材料、菓子製品及び包装材料

（２）一体的に行う流通業務の種類

　　保管、荷さばき、流通加工：○×倉庫㈱

　　輸送：凸凹運輸㈱

（３）流通業務の処理の内容

ⅰ）現行

現在、○○製菓㈱の菓子原材料、菓子製品、包装材料を凸凹運輸㈱が以下のように輸送している。

①菓子原材料

東京港に輸入された菓子原材料を海上コンテナで凸凹運輸㈱江東営業所有明流通センター（東京都江東区）へトラック輸送し保管。○○製菓㈱からの輸送指示により、有明流通センターから○○製菓㈱埼玉工場へトラック輸送しています。

②菓子製品

○○製菓㈱埼玉工場で生産された菓子製品は、同社埼玉工場内にある埼玉センター（埼玉県羽生市）で保管されますが、その保管量がオーバーフローしたときに○×倉庫㈱久喜倉庫（埼玉県久喜市）へトラック輸送し保管。○○製菓㈱からの輸送指示により、久喜倉庫から埼玉センターへ再度トラック輸送しています。

③包装材料

各資材メーカーで生産された包装材料は、凸凹運輸㈱群馬営業所館林流通センター（群馬県館林市）へトラック輸送し保管。○○製菓㈱からの輸送指示により、館林流通センターから○○製菓㈱埼玉工場へトラック輸送しています。

　ⅱ）計画

○×倉庫㈱が○○製菓㈱埼玉工場至近に新設する特定流通業務施設（羽生倉庫）へ、菓子原材料、菓子製品、包装材料の保管拠点を集約し、効率化を図ります（別紙概略図参照）。

また、トラック予約受付システムとして、トラックドライバーが倉庫到着前に到着時間を1時間単位で予約できる時間枠をウェブサイトで提示し、選択・予約することができるシステムを導入し、手待ち時間の削減を図ります。

※　トラックターミナル事業を実施する場合にあってはトラックターミナルの位置、規模及び構造（7．で記載する場合を除く。）を、貨物軌道事業を実施する場合にあっては軌道及び停留場の位置を明確に記載すること。

　　（チェック欄）

|  |  |
| --- | --- |
| 流通業務総合効率化事業の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容は含みません。 | ✓ |

※　競争関係にある物流事業者が、共同して荷主に提示する運賃の決定、維持若しくは引上げを行うこと、共同して契約する荷主の割当てを行うこと等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合は、不当な取引制限として独占禁止法に違反することになる（流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第二号）第６、９）。

（４）倉庫業等の該当の有無及び許可又は登録の有無

　　　事業者名：凸凹運輸㈱

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 該当の有無 | 許可又は登録の有無 | 変更認可等の必要の有無 |
| 第一種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 第二種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 一般貨物自動車運送事業 | あり | あり | あり |
| 貨物軽自動車運送事業 | なし | なし | － |
| 貨物運送一般旅客定期航路事業 | なし | なし | － |
| 貨物鉄道事業 | なし | なし | － |
| 貨物軌道事業 | なし | なし | － |
| トラックターミナル事業 | なし | なし | － |
| 倉庫業 | なし | なし | － |

　　※一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可等については、別途事業法に基づき申請中（平成○○年○月○日付申請）

　　　事業者名：○×倉庫㈱

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 該当の有無 | 許可又は登録の有無 | 変更認可等の必要の有無 |
| 第一種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 第二種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 一般貨物自動車運送事業 | なし | なし | － |
| 貨物軽自動車運送事業 | なし | なし | － |
| 貨物運送一般旅客定期航路事業 | なし | なし | － |
| 貨物鉄道事業 | なし | なし | － |
| 貨物軌道事業 | なし | なし | － |
| トラックターミナル事業 | なし | なし | － |
| 倉庫業 | あり | あり | あり |

　　　事業者名：○○製菓㈱

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 該当の有無 | 許可又は登録の有無 | 変更認可等の必要の有無 |
| 第一種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 第二種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 一般貨物自動車運送事業 | なし | なし | － |
| 貨物軽自動車運送事業 | なし | なし | － |
| 貨物運送一般旅客定期航路事業 | なし | なし | － |
| 貨物鉄道事業 | なし | なし | － |
| 貨物軌道事業 | なし | なし | － |
| トラックターミナル事業 | なし | なし | － |
| 倉庫業 | なし | なし | － |

４．流通業務総合効率化事業の実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 年　　　月 | 備 考 |
| 業務処理実施スケジュール（試行、本格稼動） | 試　　行　　平成○○年○○月本格稼動　　平成○○年○○月 |  |

５．流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 自己資金 | 補助金 | 公的機関からの借入れ | 民間機関からの借入れ | 合　計 |
| 凸凹運輸㈱ | ○×倉庫㈱ | 日本政策金融公庫 | 羽生市 |
| 土　地 | 0 | 100,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100,000 |
| 建　物 | 0 | 480,000 | 0 | 720,000 | 0 | 0 | 1,200,000 |
| 設　備 | 0 | 245,000 | 0 | 0 | 10,000 | 0 | 255,000 |
| 運転資金 | 0 | 50,000 | 0 | 0 | 0 | 50,000 | 100,000 |
| 計 | 0 | 875,000 | 0 | 720,000 | 10,000 | 50,000 | 1,655,000 |

６．流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条又は鉄道事業法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結するときは、その内容

７．特定流通業務施設の整備に関する事項

（１）特定流通業務施設の内容（※設備の仕様については別添参照）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | ○×倉庫㈱　羽生倉庫 |
| 区　分 | 倉庫業の用に供する倉庫（令第２条第２号） |
| 所有者 | ○×倉庫株式会社 |
| 所在地 | 埼玉県羽生市小松台○丁目○番○号 |
| 敷地面積 | ２０,０００㎡ |
| 社会資本等との位置関係 | 東北自動車道／羽生ICから３.０㎞ |
| 床面積（容積）※ | 荷さばき | １,０００㎡　 | (　　　　　㎥) |
| 保管施設 | ６,０００㎡ | (　　　　　㎥) |
| 流通加工施設 | ５００㎡ | (　　　　　㎥) |
| その他の施設 | ２,５００㎡ |  |
| 合　　計 | １０,０００㎡ |  |
| 主要構造部（柱・はり）の構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 付設する流通効率化設備等の内容 | トラック予約受付システム、貨物保管場所管理システム、データ交換システム、保管場所免震装置、非常用データ保存システム |
| 免震・制震構造の有無（営業倉庫） | 有（免震構造） |
| 災害対策の内容 | 保管棚固定装置、貨物落下防止装置、パレット連結装置、荷崩れ防止バンド |

※　貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫にあっては、容積を、貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の倉庫（普通倉庫）にあっては、床面積を記入すること。

（２）貨物自動車運送事業の営業所、自動車車庫

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 本社所在地 |  |
| 代表者名 |  |
| 営業所等の名称 |  |
| 営業所等の位置（土地・建物の所有者名） |  |
| 営業所等に配置する事業用自動車の数 |  |
| 自動車車庫の位置（土地・建物の所有者名） |  |
| 自動車車庫の収容能力 |  |
| 営業所等において行う業務内容 |  |

（３）特定流通業務施設の整備スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 年　　　月 | 備 考 |
| 建設スケジュール　 | 基　本　設　計　　平成○○年○○月実　施　設　計　　平成○○年○○月土　地　取　得　　平成○○年○○月建　築　確　認　　平成○○年○○月請負事業者決定　　平成○○年○○月着　　　　　工　　平成○○年○○月竣　　　　　工　　平成○○年○○月 | 売買契約締結済 |
| 土地利用・建設規制に係る許認可スケジュール | 農振法区域変更（農振除外）申請申請　平成○○年○○月許可　平成○○年○○月農地法農地転用許可申請申請　平成○○年○○月許可　平成○○年○○月都市計画法開発行為許可申請申請　平成○○年○○月 | 総合効率化計画の認定があり次第申請 |

８．流通業務総合効率化事業の実施区域

|  |  |
| --- | --- |
| 特定流通業務施設を設置する都道府県 | 埼玉県 |
| 輸送の発地となっている都道府県 | 東京都、埼玉県 |
| 輸送の着地となっている都道府県 | 埼玉県 |

９．中小企業流通業務総合効率化事業又はそれ以外の流通業務総合効率化事業の別

|  |  |
| --- | --- |
| 中小企業流通業務総合効率化事業 | それ以外の流通業務総合効率化事業 |
| － | ○ |

１０．貨客運送効率化事業の該当有無と、該当時の関係地方公共団体

|  |  |
| --- | --- |
| 貨客運送効率化事業 | 関係地方公共団体 |
| － | － |

１１．認定により適用を希望する支援措置

　①特定流通業務施設たる営業倉庫に係る税制特例（法人税・固定資産税）

　②倉庫業法の変更登録

　③市街化調整区域における開発許可についての配慮

１２．その他基本方針に適合する事項

本事業においては、上記のとおり、トラック予約受付システムの導入に加えて、倉庫管理システム（ＷＭＳ）及び輸配送管理システム（ＴＭＳ）ともシステム連携し、荷主・倉庫事業者・運送事業者間の情報交換を密に実施し、各流通業務の事前準備や人員配置計画の策定に役立て、効率化・省力化を実現します。

また、施設内においては、一部業務で無人搬送車を導入し自動化を進めるほか、女性や高齢者へ作業補助スーツを配布することで作業負荷を軽減し、労働力不足を補うために多様な人材を活用する取組を行っていきます。

１３．備考（倉庫業の変更登録に係る事項）

① 変更に係る倉庫の名称及び位置

４．特定流通業務施設の概要参照

② 変更に係る倉庫を所管する営業所の名称及び位置

久喜倉庫

〒000-0000　埼玉県久喜市河原井町○番○号

③ 変更しようとする事項

倉庫の新設

④ 変更予定期日

総合効率化計画の認定があり次第

以　上

【別添】

○設備の概要

　・入出荷バース：30バース（1階）

　・空調設備：1階仕分室、2階荷さばき室　内部陽圧空調設備

　・温度管理：集中温度管理システム

　・垂直搬送機：1階⇔2階⇔3階1基、2階⇔3階1基

　・貨物用EV：1基

○物流設備・機器

|  |  |
| --- | --- |
| TC部分 | DC部分 |
| 　・コンベヤ入庫ライン　4台　・バーチカルコンベヤ　4台　・ジェットサーフィンソータ　・シュートライン　・バーコードリーダー・高さ判別センサー・・ | 　・パレット自動ラック倉庫　　　保管能力　　　入出荷能力　・移動ラック倉庫　　　移動棚　　　固定棚・・ |

○情報設備

・基幹OAシステム　A社製

・物流サーバー　A社製

・無線LAN　アクセスポイント10か所（1階　6か所、2階4か所）

・物流端末15台、ページプリンター10台、ラベル発行機12台

・ハンディターミナル　1階40台、2階10台、3階10台

・到着時刻表示装置（38cm（15インチモニター2台））

○情報システム

　・トラック予約受付システム　B社製

　・TCセンター管理システム　C社製

（入庫検品・仕分システム、SAS管理システム、誤配防止システム）

　・DC倉庫管理システム　C社製

　　（入出庫在庫管理システム、自動倉庫管理システム）

　・無線LANシステム

　・デジタル運行管理システム 等

以　上